

平成15年度

熊本県立高等学校 入学者選抜要項

同 推薦入学者選抜実施要項

**同 中高一貫教育に係る
入学者選抜実施要項**

熊本県教育委員会

平成15年度入学者選抜の主な日程

		事 項	期 日・期 間	
全 日 制 課 程 ・ 定 時 制 課 程 入 学	一般	得点の特別処理承認願 (高→県)	12月9日(月)まで	
		実技検査細目承認願 (高→県)	12月9日(月)まで	
		成績一覧表提出 (中→教育事務所等)	1月17日(金)～1月22日(水)	
		一般入学願書受付	2月10日(月)～2月14日(金)正午	
		〃 出願者数報告〔ファクシミ〕 (高→県)	2月14日(金)13:00～14:00	
		農業自営者養成学科入学志願者調書提出	2月10日(月)～2月14日(金)正午	
		出願変更	2月17日(月)～2月20日(木)正午	
		〃 報告〔ファクシミ〕 (高→県)	2月20日(木)13:00～14:00	
		成績一覧表・調査書提出 (中→高)	2月21日(金)～2月25日(火)	
		職業学科・定時制面接・作文実施届 (高→県)	2月20日(木)まで	
		海外帰国生徒等出願報告 (高→県)	2月24日(月)まで(出願があった場合)	
		海外帰国生徒等特別取扱承認願 (高→県)	2月28日(金)まで(特別の配慮をする場合)	
		特別措置承認願 (高→県)	2月28日(金)まで(特別の措置をする場合)	
		難聴者に関する調査報告 (高→県)	2月28日(金)まで	
		健康診断実施承認願 (高→県)	2月28日(金)まで	
		特例出願受付	2月21日(金)～2月28日(金)16:00	
		特例出願者数報告〔ファクシミ〕 (高→県)	2月28日(金)17:00まで(出願があった場合)	
	学	学力検査	3月5日(水) 国、理、英 3月6日(木) 社、数、(実技検査)・(面接)・(作文)	
		実受検者数報告〔ファクシミ〕 (高→県)	3月6日(木)14:00～15:00	
		合格者発表	3月12日(水)	
		合格者数報告〔ファクシミ〕 (高→県)	3月12日(水)9:00～10:00	
		定時制二次募集実施要項提出〔ファクシミ〕 (高→県)	3月12日(水)10:00まで(文書は3月14日まで)	
		全日制・定時制二次募集面接・作文実施届提出(〃)	3月14日(金)まで	
		全日制二次募集願書受付	3月13日(木)～3月18日(火)正午 (二次募集実施校は3月12日に発表します。)	
	推 薦 入 学	〃 出願者数報告〔ファクシミ〕 (高→県)	3月18日(火)13:00～14:00	
		全日制二次募集出願者面接実施	3月20日(木)	
		〃 選考結果通知 (高→本人・中)	3月25日(火)	
		〃 選考結果報告〔ファクシミ〕 (高→県)	3月25日(火)9:00～10:00	
		定時制二次募集	(二次募集実施校及び日程等は3月12日に発表します。)	
		入学者選抜結果報告〔文書〕 (高→県)	3月31日(月)まで	
		推薦入学実施届 (高→県)	11月18日(月)まで	
全 日 制 課 程	全 日 制 課 程 中 高 一 貫 教 育 に 係 る 入 学	〃 実施校の発表	12月3日(火)	
		〃 面接・作文実施届 (高→県)	1月15日(水)まで	
		推薦入学願書受付 (中→高)	1月22日(水)～1月24日(金)16:00	
		〃 出願者数報告〔ファクシミ〕 (高→県)	1月24日(金)16:00～17:00	
		推薦入学出願者面接(作文、実技検査)	2月3日(月)	
		〃 選考結果の通知〔文書〕 (高→中→本人)	2月7日(金)	
		〃 選考結果報告〔ファクシミ〕 (高→県)	2月7日(金)9:00～10:00	
		推薦入学合格者発表	3月12日(水)	
		中高一貫教育に係る入学実施届 (高→県)	11月18日(月)まで	
		〃 課題の通知 (高→中)	11月29日(金)まで	
全 日 制 課 程		〃 面接・作文実施届 (高→県)	1月15日(水)まで	
		中高一貫教育に係る入学願書受付 (中→高)	1月22日(水)～1月24日(金)16:00	
		〃 出願者数報告〔ファクシミ〕 (高→県)	1月24日(金)16:00～17:00	
		中高一貫教育に係る入学出願者面接(作文)	2月3日(月)	
		〃 選考結果の通知〔文書〕 (高→中→本人)	2月7日(金)	
		〃 選考結果報告〔ファクシミ〕 (高→県)	2月7日(金)9:00～10:00	
		中高一貫教育に係る入学合格者発表	3月12日(水)	
通信制の入学者選抜要項承認願			12月9日(月)まで	

目 次

平成15年度

熊本県立高等学校入学者選抜要項

1	目的	11
2	出願資格	11
3	入学者選抜の方法	11
4	出願期間	12
5	出願手続	12
6	出願変更	12
7	入学願、調査書及び成績一覧表の作成・提出	13
8	学力検査	15
9	作文、面接、実技検査及び健康診断	16
10	海外帰国生徒等の取扱い	17
11	身体に障害がある受験者への配慮事項	17
12	合格者の発表	17
13	二次募集	17
14	県外からの出願及び県外への出願の手続	18
15	口頭による開示請求	18
16	その他	19
	入学者選抜に関する様式	20～37

平成15年度

熊本県立高等学校推薦入学者選抜実施要項

1	推薦入学を実施できる学科・コース及び募集人員	38
2	出願資格	38
3	推薦入学者の選考	38
4	推薦委員会等の設置	39
5	出願期間	39
6	出願手続	39
7	面接	39
8	作文	39
9	実技検査	39
10	選考結果の通知	39
11	合格者の発表	39
12	不合格者の取扱い	40
13	その他	40
	推薦入学者選抜に関する様式	41～43

平成15年度

熊本県立高等学校中高一貫教育に係る入学者選抜実施要項

1	実施する高等学校及び募集人員	44
2	出願資格	44
3	入学者の選考	44
4	出願期間	44
5	出願手続	44
6	面接	45
7	作文	45
8	選考結果の通知	45
9	合格者の発表	45
10	不合格者の取扱い	45
	中高一貫教育に係る入学者選抜に係る様式	46～47

平成15年度 熊本県立高等学校入学者選抜要項

1 目的

この要項は、平成15年度熊本県立高等学校入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、推薦入学者選抜及び中高一貫教育に係る入学者選抜については、別に実施要項を定める。

2 出願資格

入学を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成15年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第63条の各号の一に該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 入学者選抜の方法

- (1) 入学者の選抜は、出身中学校長から送付された調査書、成績一覧表及び選抜のための学力検査の成績等を資料として、各高等学校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。
- (2) 調査書の各教科の学習の評定と学力検査の成績から学力総合成績を算出し、選抜の主たる資料とする。
- (3) 身体については、修学不可能と認められる者を除くほか選抜に差等をつける資料としない。
- (4) 定時制課程の志願者で、満20歳以上の者（昭和58年4月1日以前に生まれた者）のうち、希望する者については、学力検査に代えて作文及び面接を実施する。（以下、「成人特別措置」という。）
- (5) 美術科並びに普通科の美術コース、美術工芸コース及び体育コースへの出願者に対しては、実技検査を実施する。
- (6) 高等学校長は、職業教育を主とする学科及び定時制課程への出願者に対して面接を実施することができる。
- (7) 各高等学校の学区は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）に定めるとおりとする。

なお、同規則第4条による特例は、次のとおりとする。

- ア 学区外の出願者に入学を許可し得る数は、募集定員の5パーセント以内とする。
 - イ 普通科において第1学年から定員を定めて募集する各学校的コースは、通学区域を県下全域とする。
- (8) 入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であってもその合格を取り消す。

4 出願期間

- (1) 出願期間は、平成15年2月10日（月）から2月14日（金）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、国民の祝日には受付をしない。
なお、郵送による出願の場合は、2月13日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (2) 上記にかかわらず、県外から転勤等正当な理由によって、入学式当日までに志願高等学校の学区内に保護者とともに確実に転居し、入学後も通学区域内から通学する場合は、特例として平成15年2月21日（金）から2月28日（金）午後4時まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。
なお、この場合、やむを得ない事情のため平成15年2月14日（金）までに出願できなかったことを証明する書類を添付すること。

5 出願手続

- (1) 入学願（様式1に準拠して各高等学校長が定める。）、受検票（様式2）及び写真票（様式3）に入学者選抜手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を添え、出身中学校長を経て志願高等学校長に提出する。いったん受理した入学者選抜手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。
- ア 農業科、畜産科、園芸科、施設園芸科、生活・園芸科、生産科学科、園芸・果樹科、園芸学科、生物科学科、畜産科学科及びフラワークリエイト科の志願者は、農業自営者養成学科入学志願者調書（様式5）を添付しなければならない。
- イ 定時制課程における成人特別措置の適用を受けようとする者は、成人特別措置申請書（様式6）を添付しなければならない。
- (2) 出願は、1校限りとする。いったん入学願を提出した後には、(3)及び6の「出願変更」の場合を除き、どのような変更（出願期間内に、ある高等学校への出願を取り消して別の高等学校へ出願することも含む。）も認めない。
- (3) 出願取消しの場合は、平成15年2月21日（金）以後に、本人、保護者及び出身中学校長連署のうえ、文書で出願先の高等学校長に届け出なければならない。

6 出願変更

- (1) 出願した高等学校、課程、学科・コースを変更したい者は、1回に限り変更することができる。
- (2) 出願変更期間は、平成15年2月17日（月）から2月20日（木）までとし、この期間に(3)の出願変更の手続をすべて完了するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。
なお、郵送による出願変更是受け付けない。
- (3) 出願変更の手続は、次のとおりとする。
- ア 異なる高等学校に出願変更する場合
- ① 出願変更したい者は、出身中学校長を経て出願した高等学校長に、「出願変更願（甲）」（様式7）、「出願変更願（乙）」（様式8）と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願（乙）」と先に提出した入学願、写真票を受け取る。（「出願変更願（甲）」及び受検票は、出願変更前の高等学校で保存する。）
- ② 受け取った「出願変更願（乙）」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身中学校長を経て、出願変更先の高等学校長に提出し、受検票の交付を受ける。

イ 同じ高等学校の異なる課程、学科・コースに出願変更する場合（同じ高等学校の本校分校間の変更を含む。）

出願変更したい者は、出身中学校長を通じて、出願した高等学校長に、「出願変更願（甲）」と先に交付された受検票に添えて、新たに作成した入学願、受検票、写真票を提出し、先に提出した入学願、写真票を受け取るとともに、受検票の交付を受ける。

(4) 入学者選抜手数料については、次の表のとおりとする。

納入する必要がある場合には、新たに出願する際納入すること。

出願変更の区分	入学者選抜手数料の納入
県立高等学校全日制課程から、同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	改めて納入する必要はない。
県立高等学校定時制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	改めて納入する必要はない。
県立高等学校全日制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	先に納入した入学者選抜手数料との差額を納入すること。
県立高等学校定時制課程から、同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	改めて入学者選抜手数料全額を納入すること。
県立高等学校から、熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校へ	改めて入学者選抜手数料全額を納入すること。
熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校から、県立高等学校へ	改めて入学者選抜手数料全額を納入すること。

7 入学願、調査書及び成績一覧表の作成・提出

(1) 入学願

ア 入学願記載事項の証明に当たっては、出身中学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。

イ 志願高等学校の学区外の中学校の出身者で、学区内として出願する者は、保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明するに足る書類を添付しなければならない。

ウ 学区内、学区外の記載について疑義がある場合は、当該高等学校長は、出願した者に対し、その保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明する書類を提出させることができる。

(2) 調査書

ア 中学校長は、調査書委員会を設け、作成された調査書について審査し、公正かつ遺漏のないようにしなければならない。

イ 調査書（様式4）は、「調査書の記入上の注意」（14, 15頁）を参照のうえ、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。

ウ 平成14年3月以前に卒業した者については、当該年度における熊本県立高等学校入学者選抜要項による調査書の様式に従って作成すること。

なお、平成9年3月以前に卒業した者の調査書については、提出を要しない。

エ 出身中学校長は、調査書を平成15年2月21日（金）から2月25日（火）までに出願先の高等学校長に提出しなければならない。

(3) 成績一覧表

ア 県内の中学校長は、志願者の属する学年全員の成績一覧表（様式9）を平成14年12月末現在で作成し、平成15年1月17日（金）から1月22日（水）までに当該教育事務所長に提出して審査を受けなければならない。提出する成績一覧表の部数は、出願予定の高等学校数に3部を加えた数とする。ただし、熊本市立中学校及び国・私立中学校の校長は熊本県教育庁高校教育課長に提出して審査を受けるものとする。

なお、県外の中学校長にあっては、この要項の14の（1）イによること。

イ 平成14年3月以前の卒業者に関する成績一覧表については、過去に当該教育事務所長等に審査、証明を受けたものの写しに出身中学校長による原本証明をしたものでもよい。この場合は、当該教育事務所長等の審査、証明を省略するものとする。

なお、平成9年3月以前に卒業した者については、成績一覧表を作成する必要はない。

ウ 中学校長は、審査、証明を受けた成績一覧表を平成15年2月21日（金）から2月25日（火）までに、出願先の高等学校長に1部提出しなければならない。

エ 提出する成績一覧表は、謄写印刷又は複写とする。

(4) 調査書・成績一覧表の概評等

ア 概評は、教科ごとに、中学校の第1学年及び第2学年全体を見通し、各教科の目標に則して、次の配分率によって、5段階法で行う。

段階	5	4	3	2	1
配分率(%)	7	24	38	24	7

（注）段階5・4・2・1の人数は、小数第1位を四捨五入して算出する。段階3は、全員から他の段階の人数を差し引いた残りとする。

イ 選抜のための評定は、中学校の第3学年における音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科について、生徒の実態等に応じ、次の配分率の範囲内で定めて、5段階法で行う。

段階	5	4	3	2	1
配分率(%)	0～30	0～40	0～60	0～20	0～10

（注）各段階の人数は、配分できる人数が最大でも0となる場合は、1人とすることができる。

ウ 分校をもつ学校では、本校分校別に評定してもよい。

エ 特殊学級（知的障害者を対象とするもの）のある学校では、その学級を除いて評定する。ただし、特殊学級からの志願者がいる場合は、当該志願者を一覧表に含めて評定する。

オ 概評及び選抜のための評定は、熊本県教育委員会が選抜のために独自に定めた数値であり、目的以外には使用しないものとする。

8 学力検査

(1) 検査教科、検査時間及び配点

検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とし、英語のヒアリングテストを英語の検査時間内に実施する。各教科とも、検査時間は50分、配点は50点とする。

(2) 検査問題の作成及び検査の実施

学力検査は、問題を県教育委員会が作成し実施する。

(3) 検査日時

検査は、平成15年3月5日（水）及び6日（木）の両日、午前10時から実施する。

(4) 検査時間割

第1日 3月5日（水） 集合時刻 午前9時20分

	教 科	開始時刻	終了時刻	検査時間（分）
第1時限	国 語	10:00	10:50	50
休 憩				
第2時限	理 科	11:10	12:00	50
休 憩				
第3時限	英 語 (ヒアリング・テストを含む。)	13:10	14:00	50

第2日 3月6日（木）

	教 科	開始時刻	終了時刻	検査時間（分）
第1時限	社 会	10:00	10:50	50
休 憩				
第2時限	数 学	11:10	12:00	50

(5) 検査場

検査場は、出願した高等学校とする。

(6) 検査の実施

ア 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。

イ 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。